

保護者の皆様へ

2025年度（令和7年度）就学援助の支給のお知らせ

福山市では、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒に、就学に必要な費用の援助を行っています。就学援助を希望される方は、次の説明をよく読んで申請してください。

1 就学援助を受けることができる方

- (1) 生活保護法に基づく教育扶助を受けている方（申請は必要ありません）
- (2) 福山市に住所を有し、「準要保護の認定基準」に該当する方
- (3) 福山市に居住し、「準要保護の認定基準」に該当する方
- (4) 福山市外に住所を有するが、お子様が福山市立小・中・義務教育学校に在籍し、「準要保護の認定基準」に該当する方

2 準要保護の認定基準

2025年度（令和7年度）において、次のいずれかに該当する場合

- ①生活保護法に基づく保護の停止又は廃止の決定を受けた場合
- ②児童扶養手当法に基づく児童扶養手当（18歳未満の児童がいるひとり親家庭などに支給される手当）の支給を受けている場合
- ③次のいずれかの徴収猶予・減免等を受けている場合
〔市町村民税の減免、個人の事業税又は固定資産税の減免、世帯全員が国民年金保険料の半額以上の免除、国民健康保険税の減免又は徴収猶予、生活福祉資金の貸付〕
- ④自然災害等の理由により経済的に困っている場合
- ⑤世帯の所得が教育委員会の定める基準額以下である場合（住民税非課税世帯を含む）

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人
所得基準額	191万円	236万円	279万円	319万円	355万円	403万円

- ・世帯の所得基準額は目安です。家族構成、年齢等により多少異なります。
- ・認定となるか否かについてのお問い合わせには対応しておりません。
- ・②又は③の理由で申請される方は、支給及び徴収猶予・減免等を受けている期間しか就学援助費の支給を受けられません。

3 援助の内容

学用品費等、校外活動費、入学準備費（入学前支給を受けていない方で、4月認定に限る。）、修学旅行費、医療費（むし歯など特定の疾病に限る。）、学校給食費の費用の一部を援助するものです。

生活保護（教育扶助）を受けている方は、修学旅行費・医療費に限り援助します。

※就学援助は、保護者が支出した学用品費等を補てんするための制度であり、学校納金の支払を免除するものではありません。

4 申請方法・申請期間等

- (1) 申請方法：通学する学校へ申請書類を提出

【提出期限】新1年生 2025年（令和7年）4月9日（水）まで
その他の学年 2025年（令和7年）3月14日（金）まで

- ・兄弟姉妹が小学校と中学校それぞれに在学している場合は、それぞれの学校に申請書を提出してください。
- ・上記提出期限を過ぎた後も、2026年（令和8年）2月末日まで申請は随時受付しています。その場合は申請のあった月分から支給対象となります。
- ・前年度に引き続き、就学援助を希望される方も、新たに申請が必要です。

- (2) 申請書類：・2025年度（令和7年度）就学援助費申請書（兼世帯票）
・添付書類（※申請理由によって必要。詳しくは(4)を参照。）

裏面に続きます

(3) 申請書の記入について

- ・「学年」は、2025年度（令和7年度）の学年を記入してください。
- ・世帯に新1年生がいる場合は、兄弟の申請書に新1年生も記入してください。
- ・「世帯構成」は、生計を共にする世帯全員を記入してください。（住民票上の世帯員のほか、住民票上は世帯分離していても実質的に同居（ひとつ屋根の下で生活）している場合や、保護者が単身赴任等で住所地が異なる場合は、同一世帯として判定します。）※生計の判断基準については、申請書の裏面（別紙）も参照してください。

(4) 添付書類について

申請理由	添付書類
①	不要
②	「児童扶養手当証書」の写し【有効期限内のものに限る】 ※有効期限：2025年（令和7年）3月31日のものは不可
③	「承認通知書」又は「決定通知書」等の事実の証明となる書類の写し 当該年度発行に限る。 ・『市町村民税の減免』は地方税法第323条に基づく場合、『個人の事業税の減免』は地方税法第72条の62に基づく場合、『固定資産税の減免』は地方税法第367条に基づく場合が対象です。（いずれも天災などによるもの） ・『国民年金保険料の半額以上の免除』で申請の場合は、20歳以上の世帯全員の承認通知書が必要です。年金保険料の支払義務がない方（60歳以上の方等）が世帯員にいる場合や、「4分の1免除」は、該当になりません。 ・『国民健康保険税』については、国民健康保険法第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予を受けている場合が対象です。 ・『生活福祉資金の貸付』については、2025年度（令和7年度）に貸付けを受けた場合が対象です。
④	「り災証明書」等の事実が確認できる書類の写し
⑤	(1)2025年（令和7年）1月1日に福山市へ住民登録がある場合 ⇒添付書類不要。ただし、確定申告または市・県民税の申告をされていない場合は認定審査ができませんので、必ず申告をしてください。（給与所得のみで年末調整されている方を除く。） <u>所得がない場合も申告が必要です</u> (2)2025年（令和7年）1月2日以降に福山市へ転入した場合 ⇒前住所地の市区町村長発行の、令和7年度（令和6年分）「非課税証明書」又は「所得・課税証明書」（高校生以下を除く世帯全員分） ※2025年6月以降に該当市区町村に請求し、後日学校に提出してください。

5 認定通知について

審査結果は、学校を通じて通知します。4月認定の決定通知は6月中旬の予定です。

申請時の世帯状況（世帯構成等）に変更が生じた場合や、認定基準に該当しなくなった場合（児童扶養手当の支給停止等受給資格を喪失した等）は、援助を受けられなくなることがあります。必ず学校に連絡してください。支給済みの就学援助費を返還していただく場合もありますのでご了承ください。

6 支給について

就学援助の支給に際しては、就学援助費の請求、受領及び過誤払金の返納に関するいっさいの事務を学校長に委任する「委任状」を提出していただきます。

委任を受けた学校長が就学援助費を教育委員会に請求し、学校長が保護者の方へ支給します。市立校の学校給食費については、市の給食費会計に代理納付する場合がありますのであらかじめご了承ください。

なお、初回の支給日は7月上旬の予定です。

ご不明な点については、学校または福山市教育委員会学事課へご相談ください。
(福山市教育委員会学事課 Tel:084-928-1169)
相談内容については、個人情報等を保護し、他へ漏らすことはありません。

2025年度(令和7年度) 就学援助費申請書 (兼世帯票)

福山市教育委員会教育長 様
(学 事 課)

年 月 日

申請者 (保護者)

住 所 福山市

名 前

署名又は記名押印

印

連絡先 () -

就学援助を希望するので、次のとおり申請します。

また、世帯状況や所得情報等この申請の審査に必要な事項について取得することに同意します。

認定後は、就学援助費の請求、受領及び過誤払金の返納に関するいっさいの事務を学校長に委任するとともに、学校給食費を市の給食費会計に代理納付する場合があることに同意します。

1 対象児童生徒の状況 (学校毎に申請書を作成してください。)

学校名 ()					
学年	名 前	生年月日	学年	名 前	生年月日

2 世帯構成 (生計を共にする者全員 (前項記入の対象児童生徒を除く。) を記入してください。)

→就学援助制度での「生計を共にする者」については裏面 (別紙) をご確認ください。

名 前	生年月日	続柄	備 考	名 前	生年月日	続柄	備 考

* 世帯員が小・中・義務教育学校に在籍している場合は、備考欄に学校名を記入してください。

* 世帯員が高校生等の場合は、備考欄にその旨を記入してください。

3 申請理由 (該当する番号をいずれか1つ○で囲んでください。)

2025年度(令和7年度)において、次のいずれかに該当する場合

- 1 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止の決定を受けた。
- 2 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給を受けている。
↳ (「児童扶養手当証書」の写しを添付【有効期限：2025年3月31日は不可】)
- 3 次の徴収猶予・減免等を受けている。(「承認通知書」又は「決定通知書」の写しを添付)
市町村民税の減免、個人事業税又は固定資産税の減免、世帯全員が国民年金保険料の半額以上の免除、国民健康保険税の減免又は徴収猶予、生活福祉資金の貸付のいずれかを受けている。
- 4 自然災害等の理由により経済的に困っている。(「り災証明書」等の写しを添付)
- 5 世帯の所得が教育委員会の定める基準額以下である。(住民税非課税世帯を含む)

世帯人数	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
所得基準額	191万円	236万円	279万円	319万円	355万円	403万円

世帯の所得基準額は目安です。家族構成、年齢等により多少異なります。

* 認定審査のため、必ず所得の申告をしてください。申告されない場合は、認定審査ができません。

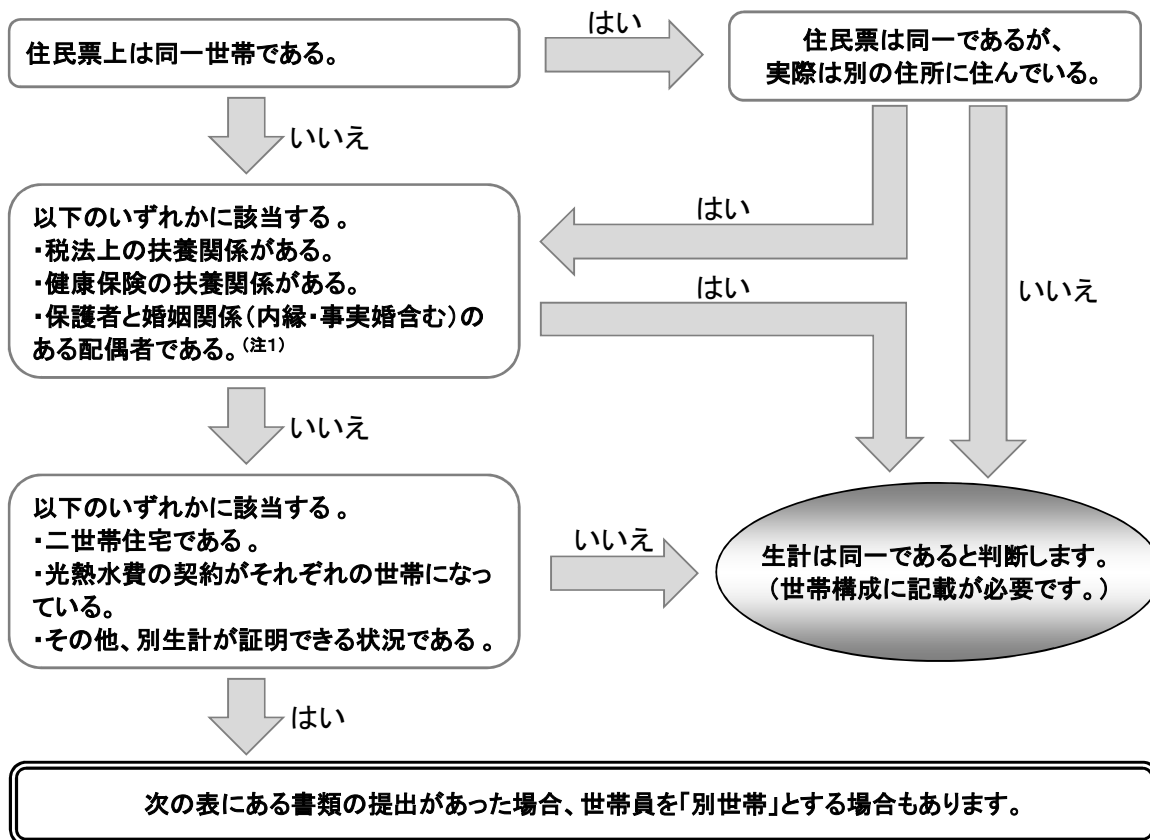
* この申請書は、通学する学校へ提出してください。

学校長の確認	印	認定の適否	1	認定 (月)
			2	不認定
			3	保留 (未申告・市外) 月 日まで

別紙

「生計を共にする者」の考え方

- 1 住民票上の世帯が同一の場合、原則同一生計として判断します。
- 2 住民票上の世帯が別であっても、生計が同一の場合、世帯員としての記載が必要です。
 - (1) 祖父母等で同じ家に住んでいる方は、原則として同一生計に含みます。
 - (2) 単身赴任等の理由により同じ家には住んでいない保護者も、同一生計に含みます。
 - (3) 税法上の扶養関係がある、または健康保険の扶養関係がある方も、同一生計に含みます。
 - (4) 婚姻関係がある方(内縁・事実婚含む)も、同一生計に含みます。



生計が別と判断することができるのは、税法上・健康保険上の扶養関係がなく、かつ保護者と婚姻関係がない場合で、以下のような状況を証明する書類を提出した場合です。

	世帯の状況の例	添付書類の例
1	二世帯住宅である、または同じ住所だが敷地内の別棟(建物に分かれている。)の建物に住んでいる。	区分所有登記(それぞれの名義で登記)していることが分かる登記事項証明書(登記簿)などの公的な証明またはそれに準ずるもの(1年以内に発行されたもの)
2	同じ建物だが電気や水道メーターを分けており、光熱水費が別々に請求されている。	別々に請求されていることが分かる請求書など(同じ種類の、同じ月のもの。別にしたい世帯分必要です。) ※3か月以内に業者によって発行されたもの
3	住民票は同じ住所にあるが、実際は別の住所に住んでいる。	実際に住んでいる場所に届いている消印のある郵便封筒・はがきの写し等(※住所・氏名・日付(3か月以内のもの)が1枚で確認できるもの)
4	その他(生計が完全に独立している長期入院中など)	入院費など本人またはその扶養者の収入から支出されていることが確認できる書類など、事情に応じて生計が別と確認できる書類

- ※ 証明する書類は、個々の事情によるものがありますので、不明な場合は教育委員会学事課に相談してください。
- ※ 資料の追加提出を依頼することがあります。
- ※ 証明する書類を提出していただいても、生計が別と判断できない場合があります。
- ※ 上記の内容は就学援助費における取扱いです。

(注1) 保護者と婚姻関係(内縁・事実婚含む)のある配偶者については、別居をしても原則同一生計であると判断しますが、離婚予定で別居している場合には、その事実が確認できる書類(「離婚協議(調停)書」、「第三者機関が発行する相談証明」等)の写しを提出いただくことで、生計が別と判断できる場合があります。